

国際植物防疫条約（IPPC）及び 国際基準（ISPM）策定プロセスについて

2025年9月19日（金）

農林水産省消費・安全局植物防疫課

農林水産省

国際植物防疫条約（IPPC）

International Plant Protection Convention

1 目的

- 植物及び植物生産物に対する有害動植物のまん延、侵入を防止するため、共同で有効な行動を確保する
- それら有害動植物の防除のため適切な措置を促進する

2 主な活動

- 国際基準（ISPM）の採択及びその実施支援
- 途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有、紛争の解決、電子証明の構築など

3 組織

- 2025年8月現在、185の国と地域が加盟
（我が国は1952年の発効時から加盟）
- 事務局は国際連合食糧農業機関(FAO)本部（ローマ）に設置

IPPCの組織体制

2025年 8月現在

植物検疫措置に関する委員会

(**CPM**: Commission on Phytosanitary Measures)

- IPPCの総会。国際基準の採択等を行う
- IPPC加盟国は現在185の国と地域

CPM理事会

CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

IPPC事務局

IPPCの組織の活動支援
(FAO内の1部門)



戦略

戦略計画部会(SPG)

CPMに対し
戦略的な助言を行う。加盟国の任意参加。

基準策定

基準委員会(SC)

国際基準案の検討、CPMに国際基準案を提案

- 技術パネル(TP)
各分野の国際基準案を作成
TPPT: 植物検疫処理 
TPDP: 診断プロトコル
TPG: 植物検疫用語
TPCS: 品目基準

- 専門家作業部会(EWG)

トピック毎に設置し、特定のトピックの国際基準案を作成

基準実施

実施・能力開発委員会(IC)

国際基準の実施監督、加盟国の能力向上等

地域

地域植物防疫機関(RPPO)

- APPPC: アジア
- CAHFSA: 中米
- CAN: アンデス
- COSAVE: 南米
- EPPO: 欧州
- IAPSC: 中央アフリカ
- NEPPO: 中東
- NAPPO: 北米
- OIRSA: 中南米
- PPPO: 大洋州

※ : 当省職員がメンバー

植物検疫措置に関する委員会（CPM）

Commission on Phytosanitary Measures

- 条約第11条に定められているIPPC総会にあたるもので、加盟国の代表が出席
- 毎年1回、国連食糧農業機関（FAO）本部（イタリア・ローマ）で会合
- 国連公用語の同時通訳
- 国際基準の採択やIPPCの活動の議論及び最終的な意思決定
- コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う



第19回植物検疫措置に関する委員会（2025年3月17～21日）

植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)とは

(ISPM: International Standards for Phytosanitary Measures)

- 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）は、IPPCに基づき作成される（通常2回の加盟国協議を経てCPMにて採択）。
- WTO加盟国は、国際的な基準がある場合には、自国の植物検疫措置を国際的な基準に基づいてとらなければならない(WTO/SPS協定3条の1)
- ISPMに基づいた検疫措置とすることでその措置の正当性を主張することが可能
- 貿易相手国との議論においては、ISPMを引用することで論点の明確化、議論の効率化を実現

(参考) WTO/SPS協定とIPPCとの関係

植物検疫に関する措置は、WTO/SPS協定やIPPCに従い科学的根拠や国際基準に基づいて実施することが必要。

【WTO/SPS協定】(1995年) 166の国と地域が加盟

衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(Sanitary and Phytosanitary Measures)

人、動物又は植物の生命又は健康を守るというSPS措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール。WTO協定附属書の1つとして1995年1月に発効。

加盟国の主な義務

- ① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
- ② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
- ③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
- ④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること
- ⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

【IPPC】(1952年) 185の国と地域が加盟

国際植物防疫条約
(International Plant Protection Convention)

主な活動

植物検疫措置に関する国際基準
(ISPM)の策定及びその実施、技術協力、加盟国間の情報共有等

SPS協定に基づき国際基準を作成する枠組み

- ・IPPC(植物防疫)
- ・Codex(食品安全)
- ・WOAH(動物衛生)

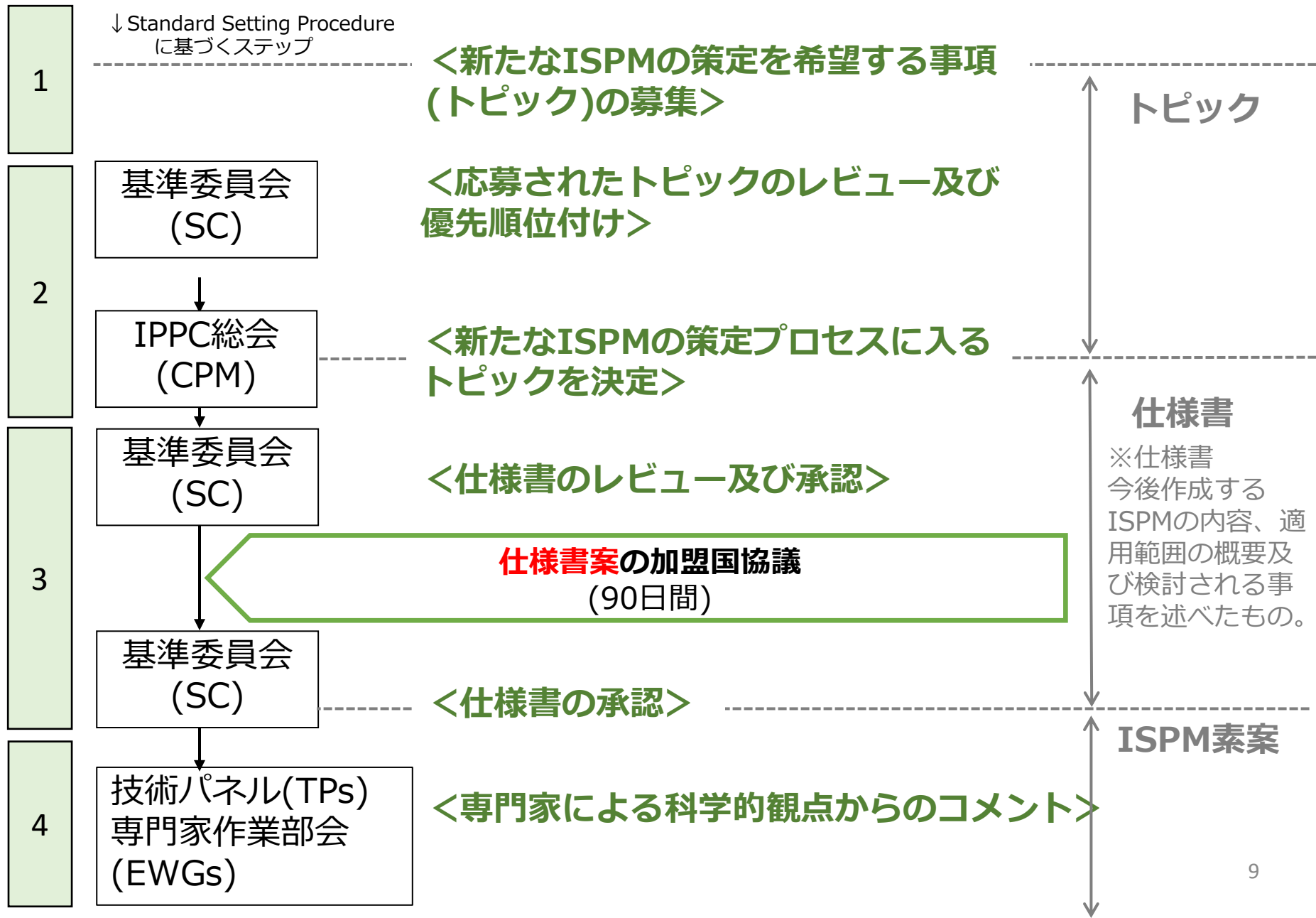
CPM-19で採択された国際基準（ISPM）

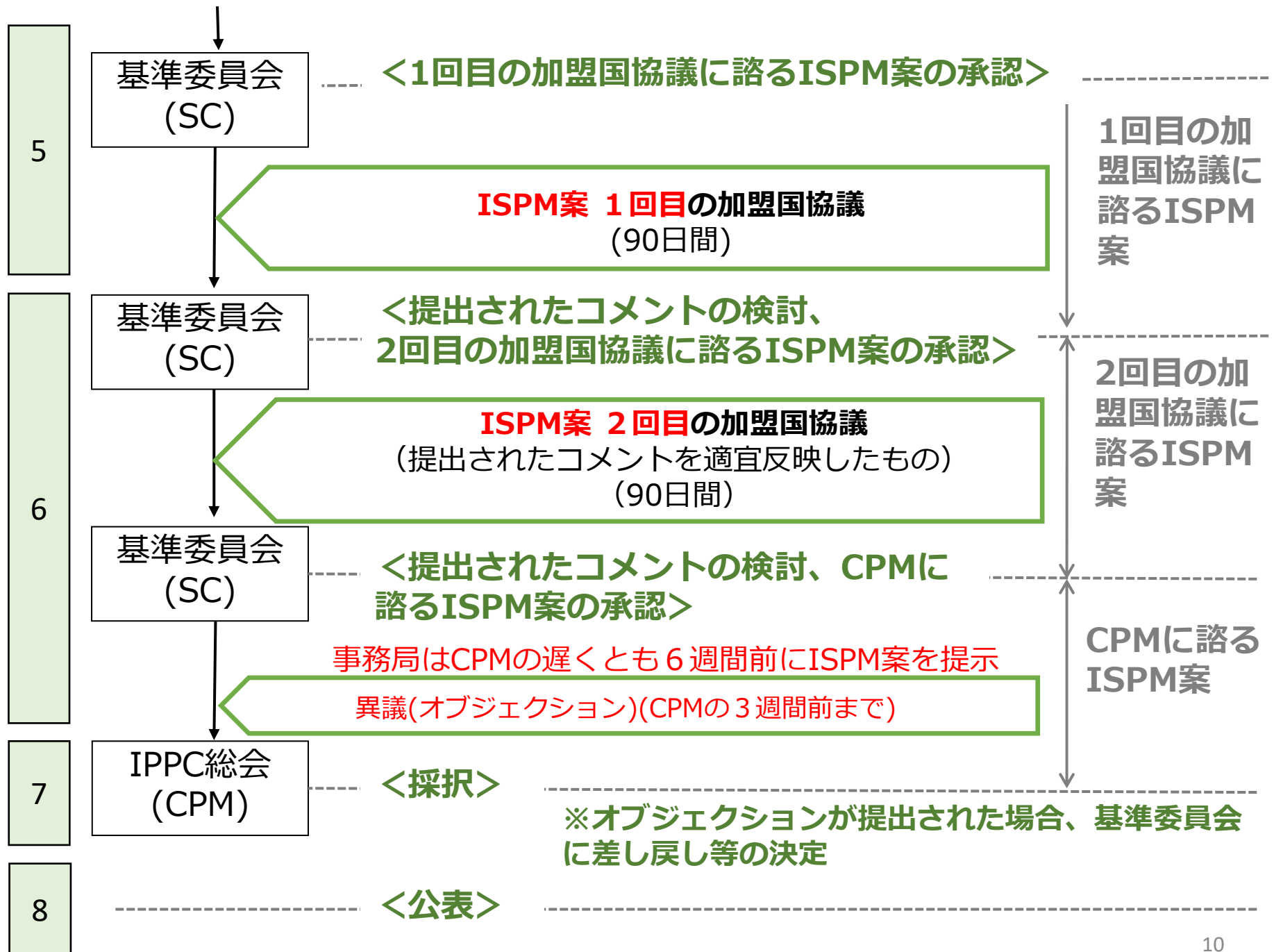
- ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書「*Mangifera indica*（マンゴウ）生果実の国際移動」
 - ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書として初めて採択された。
 - マンゴウ生果実の国際的な移動に伴い、関連する有害動植物及び植物検疫措置の選択肢について国家植物防疫機関（NPPO）へガイダンスを提供することが目的。
- ISPM 39 「木材の国際移動」の附属書「木材の移動に伴う病害虫リスク管理におけるシステムズアプローチの利用」
 - 木材の国際的な移動に伴う病害虫リスクを低減する統合的措置として、木材物品のシステムズアプローチを利用するためのガイダンスをNPPOに提供することが目的。

CPM-19での主な議論

- 電子植物検疫証明（ePhyto）
 - ・ IPPC事務局が管理するePhytoシステムの維持・運用に係る資金調達モデルについて、一部の低所得国の支払いを免除することに合意
- 海上コンテナ
 - ・ 「貨物輸送ユニット収納のための行動規範」（CTU コード）について病害虫汚染に関する記述を拡充するための改正作業が進められている旨報告
- ワンヘルス
 - ・ IPPC のワンヘルスアプローチへの貢献の1つとして、薬剤耐性（AMR）の発生の抑制を目的とした CPM 勧告案作成を進めることが提案されたが、CPM 勧告の要否を含め、引き続き議論することに合意
- 薬剤耐性（AMR）
 - ・ AMRに関するIPPCサーベイの結果報告（植物防疫において抗菌剤の使用は比較的少なく、殺菌剤は広く使用されている）
 - ・ 今後はFAO の InFARM プラットフォームを通じて抗微生物剤の使用に関するデータを収集することに合意

植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)策定プロセス





主な植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）

2025年7月現在（No.47まで策定、No.30は廃止）

原則・定義	植物検疫の原則(ISPM1)、植物検疫用語集(ISPM5)、規制非検疫有害動植物（ISPM16）
リスク分析	病害虫リスクアナリシス（PRA）に関する枠組み(ISPM2) 検疫有害動植物のための病害虫PRA(ISPM11)、規制非検疫有害動植物のPRA（ISPM21） ミバエに対する果実の寄主ステータスの決定(ISPM37)
輸出入規制	植物検疫証明システム(ISPM7)、植物検疫証明書(ISPM12)、植物検疫輸入規制制度に関する指針(ISPM20)、 検査の指針(ISPM23) 、トランジット中の積荷（ISPM25）、サンプリングに関する方法論(ISPM31)、病害虫リスクに従った物品の分類（ISPM32）、措置の同等性の認定（ISPM24）
病害虫ステータス	サーベイランス（ISPM6）、病害虫ステータスの決定(ISPM8)
報告・通報	不適合及び緊急行動の通報(ISPM13)、病害虫報告(ISPM17) 規制有害動植物のリスト(ISPM19)
管理措置	病害虫無発生地域の設定（ISPM4）、病害虫根絶計画の指針(ISPM9)、病害虫無発生生産地・生産用地（ISPM10）、病害虫低密度発生地域（ISPM22）、 ミバエの無発生地域の設定（ISPM26） 、隔離検疫施設の設計（ISPM34）、システムズアプローチ(ISPM14)、放射線照射の利用（ISPM18）、 規制有害動植物に対する植物検疫処理（ISPM28） （放射線20本、蒸熱6本、低温15本ほか）、温度処理の利用（ISPM42）、くん蒸の利用（ISPM43）、ガス置換処理の利用（ISPM44）等
診断プロトコル	診断プロトコル(ISPM27)(現在34本)
経路・品目	木材こん包材の規制(ISPM15)、種子の国際移動(ISPM38)、木材の国際移動(ISPM39)、培養資材の国際移動（ISPM40）、中古の車両、機械及び装置の国際移動（ISPM41）、 植物検疫措置のための品目基準（ISPM46） （現在1本）
権限付与・監査	植物検疫活動を権限付与する場合の要件（ISPM45）、植物検疫における監査（ISPM47）

青字は
今年の加盟国協議に
関連するISPM

(参考)

本年の加盟国協議に諮られている国際基準の仕様書案

1. ISPM 12「植物検疫証明書」の改正

本基準の改正により、国家植物防疫機関（NPPO）の植物検疫証明書に係る現在の運用手続きを本基準に反映する。また、電子植物検疫証明（ePhyto）要件を明確にし、ePhytoと紙の植物検疫証明書の調和を図り、ePhytoへの移行を強化する。

2. ISPM 23「検査の指針」の改正

本基準の改正により、ISPM 5「植物検疫用語」における定義と、ISPM 23における記載との間のギャップに対処する。また、栽培地検査の要件が、ISPM 23の附属書として策定されているため、この附属書に対応させるためにISPM 23の本文テキストを改正する。

3. ISPM 47「植物検疫の枠組における監査」附属書「リモート監査」

新たな技術の進歩により、対面での監査が不可能又は現実的でない場合（渡航制限、緊急事態、財政的制約、専門家の都合等）、各国はリモート監査を実施できるようになった。しかし、ISPM 47にリモート監査の実施に関する具体的な指針がないことから、新たな附属書を策定し、リモート監査を実施するための共通の取組を支援する。